

札幌市告示第 1452 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、
公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定
管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規
定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 27 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所在地
札幌市手稲老人福祉センター	札幌市手稲区曙 2 条 1 丁目

3 管理を行わせる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理（市長が別に定めるものを除く。）
- (2) 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和 40 年条例第 30 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる事業の計画及び実施
- (3) 使用承認等に関すること
- (4) 上記業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例第 2 条第 1 項第

4号に定める事業の利用に係る料金を自らの収入とすることができる。利用料金は、札幌市が札幌市老人・身体障害者福祉施設条例で定める使用料の額と同額とする。

(2) 還付

指定管理者は、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例第11条第4項の規定により利用料金を還付することができる。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は札幌市に引き継ぐこととする。